○国土交通省告示第四百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可及び承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　千葉県及び独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第二百四十号印西都市計画事業新住宅市街地開発事業

三　事業施行期間　自昭和四十四年五月十三日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○国土交通省告示第四百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

辻川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第七百三十一号で指定した土地の区域を除く。）

京都府宮津市字宮村

小字旭が丘　七一一番一　二号及び三号

一四七八番　一号

一四七九番　七号及び八号

小字峠ノ尾　七一二番一　六号

七一三番一　四号

京都府宮津市字猟師

小字小田ヶ尾　一四四番一　五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

見行谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

京都府与謝郡伊根町字六万部

小字見行谷　二一番から二五番まで

一六五番及び一六六番

一六五番一

一六八番から一七〇番まで

一六四番

小字城

小字険狭谷　一六七番

京都府与謝郡伊根町字井室

小字谷山　三番

三番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

京都府与謝郡伊根町字六万部

小字カイモリ　二九番一

一号から六号まで及び二十五号から三十二号まで

小字城ノ坂　二六番

十号及び十一号

二八番

七号

小字見行谷　二〇番

十五号及び十六号

二一番

十四号

二五番

十三号

一六三番

九号

一七一・一七二番合併

八号及び十七号から二十三号まで

一七五番

二十四号

京都府与謝郡伊根町字井室

小字谷山　三番

十二号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ヲク川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

京都府与謝郡伊根町字本庄上

小字城山　五七五番及び五七六番

五七六番一

一〇〇二五番三から一〇〇二五番一〇〇まで

一〇〇二六番八から一〇〇二六番一〇〇まで

小字奥

五七七番から五八一番まで

五七八番一及び五七八番乙

五八二番一及び五八二番二

五八二番一地先無番地

五八三番から五八五番まで

五八四番乙

五八五番一

五八六番一及び五八六番二

五九〇番から五九六番まで

五九三番一

五九五番一の一及び五九五番二

五九六番一

五九七番一

五九八番から六〇〇番まで

六〇〇番一

六〇一番一及び六〇一番二

六〇二番一から六〇二番三まで

六〇四番二

六〇二番一から六〇二九番まで

六〇二番一

六〇二四番一

六〇二五番一

六〇二六番乙

六三二・六三三番一合併

六三三番から六五八番まで

六三七番一

六四五番一から六四五番三まで

六四五・六四五番二合併

六五九番一及び六五九番二

六六〇番及び六六一番

六六一番乙及び六六一番丙

六六二番一及び六六二番二

六六三番及び六六四番

六六三番一

六六三・六六三番二合併

六六三・六六三番三合併

六六四番一

六六六番から六七〇番まで

六六六番乙

六七一番一及び六七一番二

六七二番及び六七三番

六七二番一

六七三番乙

六七四・六七四番一合併

六七五番及び六七六番

六七五番一

六七七番・六七七番一合併

六七八番一

六七九・六七九番一合併

一〇〇一七番

一〇〇一七番一から一〇〇一七番八まで

一〇〇一七番一地先無番地

一〇〇二〇番及び一〇〇二一番

一〇〇二〇番一から一〇〇二〇番五まで

一〇〇二一番一から一〇〇二一番三まで

一〇〇一三番及び一〇〇一四番

一〇〇一三番一から一〇〇一三番三まで

一〇〇一三番六から一〇〇一三番二八まで

一〇〇一四番一から一〇〇一四番一二まで

一〇〇一四番八地先無番地

一〇〇一五番及び一〇〇一六番

一〇〇一五番一から一〇〇一五番三まで

一〇〇一六番一から一〇〇一六番五まで

一〇〇二三番

一〇〇二三番一

一〇〇二三番五及び一〇〇二三番六

一〇〇二三番一〇

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地及び昭和四十五年建設省告示第千四百十六号で指定した土地の区域を除く。）

京都府与謝郡伊根町字本庄上

小字奥　六〇六番二　五号

六一五番　一号

小字シンカ坪　一〇〇一三番四　二号

一〇〇一三番六　三号

小字中屋　一〇〇二三番五　四号